

秋田市緑の基本計画

(基本方針及び計画編)

草案

秋田市緑の基本計画（基本方針及び計画編） 草案

目 次

第1章	緑の将来目標	1
第1節	緑を取り巻く社会の変化	1
第2節	基本理念	2
第3節	緑の将来像	4
第4節	緑の目標水準	8
第5節	緑のまちづくりの基本方針	9
第2章	緑の将来像実現に向けた重点テーマ	14
第3章	緑地の機能別配置計画	17
第1節	環境保全機能の配置計画	17
第2節	防災機能の配置計画	21
第3節	景観形成機能の配置計画	24
第4節	レクリエーション機能の配置計画	27
第4章	実現に向けた施策の方針	30
第5章	緑地保全及び緑化の推進のための法制度の活用方針	41
第6章	緑化重点地区計画	44
第7章	「緑のまちづくり活動支援基金（仮称）」の創設	47

第1章 緑の将来目標

第1節 緑を取り巻く社会の変化

秋田市における緑をとりまく社会情勢の変化として、以下の項目が挙げられます。

■人口減少と高齢化の進行

秋田市の人口は、平成17年10月現在で333,109人となり、平成12年にくらべ約3千人減少しています。今後もこの傾向は続くものと予想されており、人口減少社会に到来しています。また、高齢化率は平成17年10月現在で、約21%と5人に一人が高齢者であり、平成27年には約27%と4人に一人以上が高齢者である高齢化社会の到来が予測されています。

これまでのような成長発展のまちづくりからの脱皮した人口減少社会及び高齢化社会に対応していくことが求められています。

■安全安心なまちづくりの実現

近年、各地で大震災が発生するなど災害に対応したまちづくりが求められています。また、平成17年豪雪災害における交通障害、集中豪雨などによる河川氾濫、土砂災害など、様々な自然災害に対する安全なまちづくりが求められています。

■コンパクトなまちづくり

人口減少社会において、効率的な社会基盤の活用のためこれまでの拡大する都市から、都市機能の集積したコンパクトなまちづくりが求められています。コンパクトなまちにおいては、歩いて暮らせるまちづくりを実現することが求められています。

■市民協働の実現

市民のライフスタイルや価値観の変化にともない、市民ニーズは多様化、高度化しています。秋田市では今後とも厳しい財政状況が続くと見込まれていることから、「自分たちの地域は自分たちでつくる」という住民自治の原点に立ちもどり、市と市民がそれぞれの責任を再認識し、地域課題を仁族に効果的に解決していく仕組みづくりである市民協働を推進していくことが求められています。

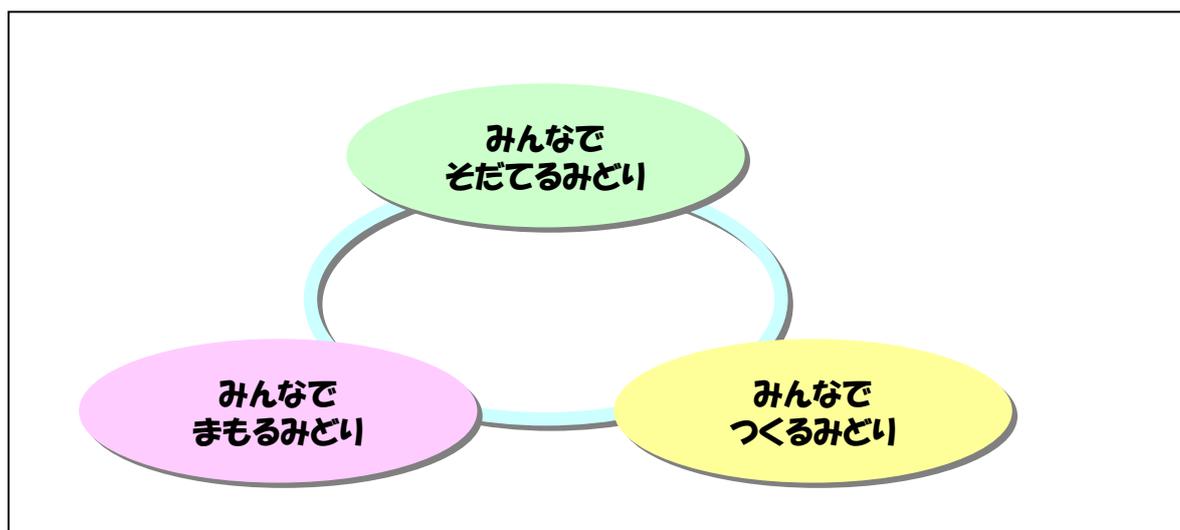
■地球環境問題の深刻化

地球温暖化やヒートアイランド現象など、地球規模での環境問題が深刻化しており、その解決策の一つとして、緑の保全と創出が重要な課題となっています。

第2節 基本理念

遠くに見える山々の緑、まちにある木々の緑、花々の彩り、道や河原に見える緑、そして、身近にある公園など、都市にある緑は、私たちの暮らしに潤いを与え、快適な都市・生活環境、生物生息環境を創造し、まちに時の流れと風格を与えるなど、多くの恩恵を与えるものです。そして、この緑は、継承されてきた財産であり、これを次の世代に継承していくことは、今現在、ここに暮らしている私たちみんなに与えられている使命といえます。

私たちは、緑からの様々な恩恵を受け、文化的健康的な暮らしを実現し、しあわせを実感できるとともに、身近な公園や緑をきっかけとした新たなコミュニティを醸成し、そしてこれを子孫に受け渡していくことを目指して、「みんなでそだてるみどり」「みんなで作るみどり」「みんなでももるみどり」の3つのみどりを基本理念として掲げます。



3つの基本理念

みんなで そだてるみどい

- ・ 水と緑の豊かなまちづくりには、市民と事業者、行政などの協働により取り組むことで実現されるものです。そして、緑とふれあうことにより、人々は安らぎを感じ、笑顔になることができます。
- ・ このため、緑に対して、みんなが関わるができること、そして、緑の大切さ、恩恵を一人でも多くの市民が実感できるための仕組みづくりを実現します。

みんなで つくるみどい

- ・ 千秋公園、大森山公園など、多くの市民が訪れ、自然とふれ合い楽しむことができるみどい（公園）、また、住宅地等に配置された身近なみどい（公園）を創造するとともに、道路や学校の公共公益施設の緑化、民有地の緑化など緑豊かで潤いのあるまちなみを創出します。
- ・ この緑を創出するためには、市民、事業者、行政の協働により実現して行きます。

みんなで まもるみどい

- ・ 本市には、太平山や高尾山などの山々、雄物川、岩見川などの河川、市街地を囲むように広がる田園地帯、田園地帯の背後にそびえる里山、地域を見守ってきた社寺林、大木など貴重な緑の資源があります。
- ・ また、国指定史跡である秋田城跡をはじめとする各種文化財など、秋田市民のこれまでの歴史や風格を備えた緑の資源もあります。
- ・ この貴重な緑を、次の世代へ受け渡すため、みんなでこの緑をまもってくための取り組みを進めていきます。

第3節 緑の将来像

秋田市は太平山へと連なる出羽丘陵の緑や、南部の高尾山周辺の緑、西部の海岸沿いに広がるクロマツ林の緑などの緑の資源に囲まれ、それらを雄物川や岩見川、旭川が貫流する豊かな自然環境と、さらに市街地内には千秋公園をはじめとする公園や総社神社などの社寺林などの豊かな都市環境が形成されています。

平成19年4月には第11次秋田市総合都市計画が策定され、将来都市像を「しあわせ実感 緑の健康文化都市」と設定されました。豊かな自然環境と都市環境の中で、「みんなでももる」「みんなでももる」「みんなでももる」という3つの基本理念から、目指すべき秋田市の緑の将来像を次のとおり設定します。



市民と共に、みどりを育て、みどりを守り、みどりをつくり、地球環境に優しく、安全で快適な暮らしが営まれる健康文化

将来像を実現するための3つの目標

「目指すべき秋田市の緑の将来像」の実現に向けた3つの目標を次のとおり設定します。

■みどりの拠点づくり

緑豊かな生活空間が創出される地域、及び都市公園や自然公園などの市民のレクリエーション・憩いの場を緑の拠点として位置づけ、整備充実を図り、市内外の人々が集い、交流できる拠点を目指します。

■水とみどりのネットワークづくり

海岸や河川などの水辺、緑の拠点、公園等の主要な施設を遊歩道や街路樹等で結び、水と緑のネットワークを形成します。

■まもり残していくみどり

秋田市を代表する緑、すぐれた歴史的風土の緑、すぐれた農林業地、都市を代表する郷土景観等、次世代に残すべき緑については、その保全を図ります。

(1)みどりの拠点づくり

● 広域的な緑の拠点

広域的な緑の拠点として、大規模公園や特殊公園、都市基幹公園（総合公園、運動公園）の整備、及び自然公園やその他の各種体験施設の緑地の保全・活用を図ります。

自然を楽しむ広域公園	県立小泉潟公園
各々に個性ある総合公園	千秋公園、大森山公園、一つ森公園、太平山リゾート公園、御所野総合公園
スポーツレクリエーションの拠点となる運動公園	八橋運動公園、向浜運動施設、県立中央スポーツゾーン
手軽に美しい風致にふれる特殊公園	新屋海浜公園、勝平山公園、高清水公園、手形山公園
自然の様々な姿に触れる各種体験施設	花木観光農園、太平山県立自然公園、大滝山自然公園、浜田森林総合公園、仁別国民の森

● 身近な緑の拠点

日常圏における緑の拠点として、住区基幹公園（街区公園、近隣公園、地区公園）等の都市公園や児童遊園地などの施設緑地を、日常的な利用に対応できるよう整備を図ります。

住区基幹公園(街区公園、近隣公園、地区公園)の合理的配置と整備推進
児童遊園地の機能向上

● 秋田市の顔となる緑の拠点

秋田市の顔となる緑の拠点として、「顔」となる地区、及び地域の拠点となる地区等において、線化の推進を図ります。

県都としての「顔」となる地区	駅前周辺、山王地区
地域の拠点となる地区	土崎地区、新屋地区、御所野地区

(2)水とみどりのネットワークづくり

幹線道路の街路樹帯	幹線道路、都市計画道路
河川緑地の整備や河川沿いの歩道などを中心とする河川の緑	雄物川、岩見川、旧雄物川、太平川、旭川、草生津川、新城川
歩く楽しみ、ゆっくりサイクリングの楽しみを 持てる広域遊歩道の緑	新奥の細道、広域自転車道(秋田男鹿自転車道、秋田中央公園自転車道、仁別雄物川自転車道)
まちの緑を楽しめる市街地内緑道等の緑	仲小路プロムナード、秋田駅・千秋公園プロムナード、山王带状緑地

(3)まもり残していくみどり

秋田市を代表する緑

秋田市の自然環境を代表する山地域の緑	太平山一帯、高尾山周辺
市街地西側の海岸部の緑	勝平山一帯、海岸保安林
市街地周辺、平野部との境界に残る緑	太平山、金照寺山、一つ森、手形山、城址、金足、高清水、焼山、勝平山
市街地を貫流する河川	雄物川、岩見川、旧雄物川、太平川、旭川、草生津川、新城川

すぐれた歴史的風土の緑

秋田市の歴史を象徴として古くから親しまれている緑	久保田城址
文化財と一体となった緑	秋田城址、天徳寺、旧なら家住宅周辺
まとまりのある社寺林	総社神社、天徳寺、護国寺、宝塔寺

すぐれた農林業地

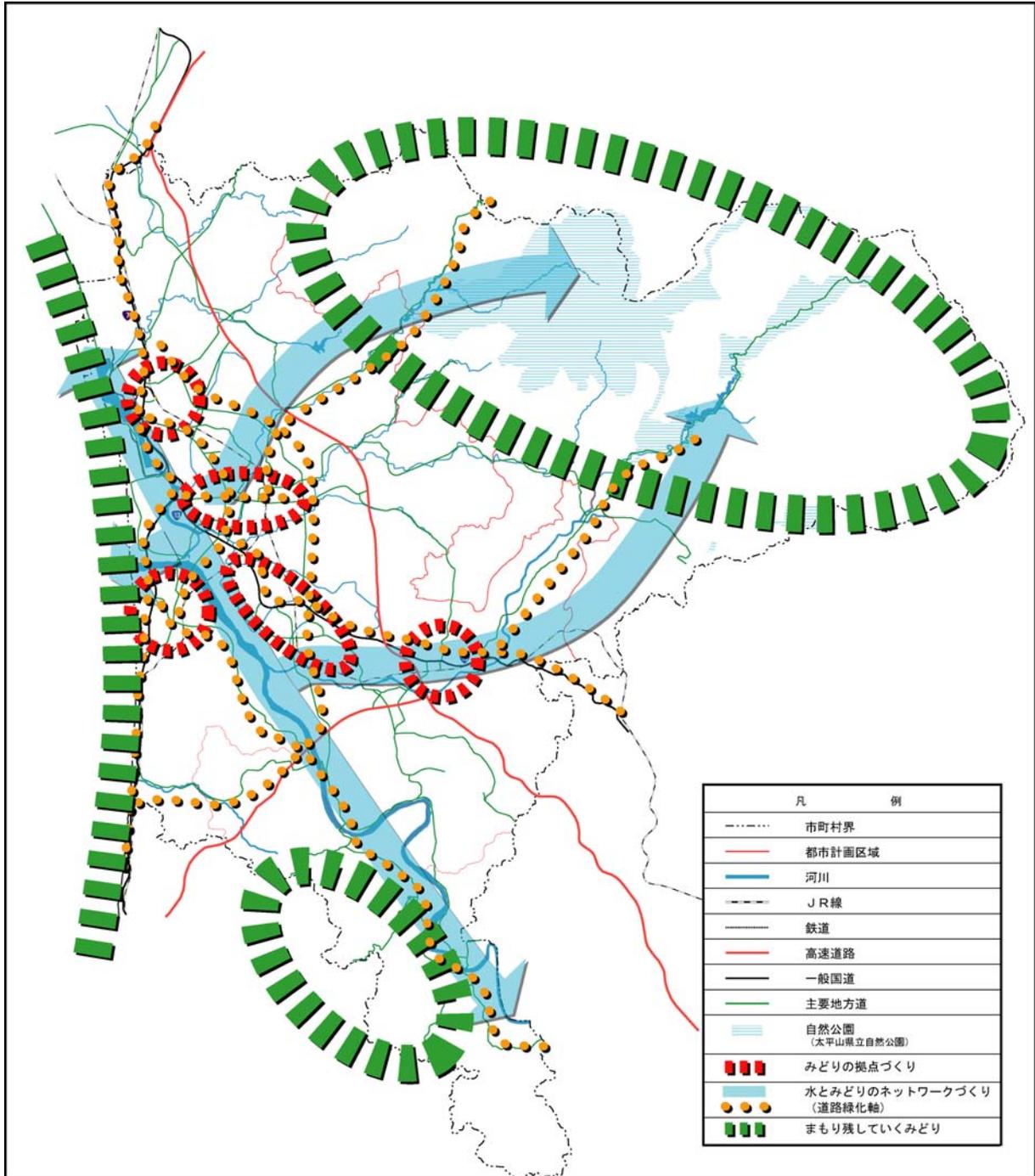
農地の緑	市街地周辺の農用地地帯
林地の緑	出羽山系の樹林地、南部丘陵の丘陵地の林地

自然災害への防備

保安林の緑	潮害・飛砂・防風・水源かん養 等
急傾斜地崩壊危険区域の緑	高清水、手形山、千秋公園、城跡、一つ森、金照寺山
地すべり防止区域緑	千秋公園、一つ森公園
水害危険区域の緑	主な河川：雄物川、旧雄物川、太平川、旭川、草生津川、新城川
保水力を保つ森林の緑	太平山から平野部に至る林地
遊水池的な機能を持つ緑	水田の緑

都市を代表する郷土景観等

丘陵地の緑	大森山、金照寺山、手形山、一つ森、天徳寺山、高清水、焼山
海岸部の緑	勝平山一帯、海岸部の保安林、新屋海浜公園
河川の緑	雄物川周辺水辺と緑
農地の緑	市街地周辺の農用地地帯
林地の緑	太平山から続く山系と南部丘陵地の樹林地



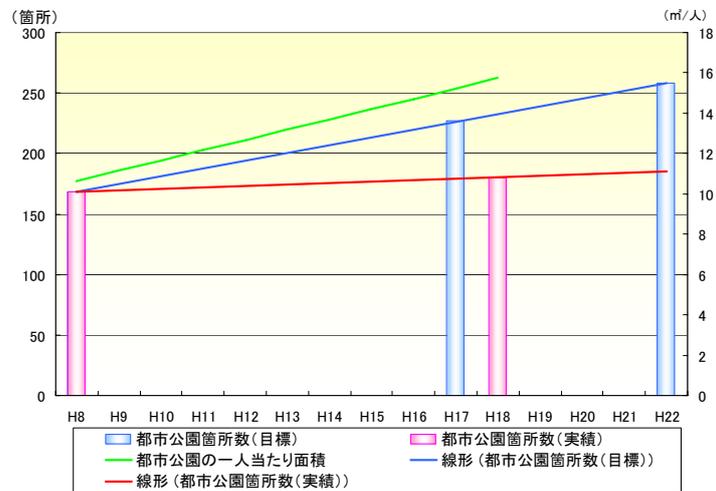
緑の将来像図

第4節 緑の目標水準（検討）

1) 現行計画における目標値と実績値の乖離状況

都市公園の整備実績は現行計画において目標に達していません。一方で都市公園の一人当たり面積が増加しており、これは、河辺・雄和の合併に伴い都市公園面積が増加（県立中央公園）しているためです。今後、人口減少に伴い、さらに都市公園の一人当たり面積が増加するため、これまで指標としてきた一人当たり面積が目標値に適さなくなります。

緑をそだて、まもっていくためには、市民の主体的な活動とこの活動を支える仕組みづくりの充実が求められています。本市では、身近な公園の維持や管理のための公園愛護協会の活動や花のあるまちづくり協力員制度などにより、多くの市民がみどりのパートナーとして関わっています。



※数値は都市計画区域内を対象にしたもの。

2) 「みどり」の目標量に対する国の方向

社会資本整備社会資本整備審議会公園緑地小委員会の報告では、以下の4つの点が挙げられています。

- ① 複合的・連続的な「みどり」の確保方を講じ、連担した市街地において持続性のある「みどり」の割合（公的緑地率*）を概ね30%以上確保すること等を望ましい都市像として示すことが必要
- ② 「みどり」豊かな都市像を、各地方公共団体が緑の基本計画等において示し、これを、幅広い「みどり」を対象とした多様な主体の取り組みを含めた総合的な施策の展開により実現すべき。
- ③ 中長期的な見通し・目標量を設定し、その内数として次期重点計画（5年）におけるわかりやすい達成度（達成目標）、アウトプット量設定を検討すべき。
- ④ 維持管理コスト、更新コストの縮減に向けた効率的な整備・保全・管理方策についても検討を進めるべき。

1 ※（公的緑地率）＝（公的緑地面積）÷（市街化区域面積）×100%

2 公的緑地とは・・・都市公園、公共施設緑地、地域性緑地など、地方公共団体が管理、指定している緑地を指す。

3 なお、市が管理している児童遊園地は公共施設緑地に属する。

3) 秋田市における緑の目標量の考え方

秋田市における緑の目標量の考え方としては、秋田市における現在の社会情勢及び国の方向を鑑み、以下のように設定します。

市街地における緑地率を概ね30%とする。

$$\text{緑地率} = \frac{\text{市街化区域の公的及び市民協働緑地及び市街化区域に隣接する公的緑地面積}}{\text{市街化区域の面積} + \text{市街化区域に隣接する公的緑地面積}}$$

①公的緑地率 26%程度（計画中の都市計画公園開設などによる実現）

持続性ある緑地として、都市公園、風致地区などの公的緑地を対象とします。この公的緑地の市街化区域における面積を公的緑地率として設定します。

ただし、秋田市の市街化区域に近接し、地区公園などが配置されており、市民の身近な緑として活用されていることから、市街化区域面積にこれらを加え、現況及び目標値を定めず。

②市民協働による緑地率 4%

市民協働により新たな法制度さらに、秋田市独自の基金創設などにより、今後新たに創出される広場や公開緑地などにより実現します。

<現状のとらえ方>

$$\text{公的緑地率} = \frac{\text{市街化区域及び市街化区域に隣接する公的緑地面積}}{\text{市街化区域の面積} + \text{市街化区域に隣接する公的緑地面積}}$$

<参考値>

	実績値(平成18年3月)			目標年次(平成29年)		
	市街化区域			市街化区域		
	整備量		m ² /人	整備量		m ² /人
ヶ所	面積(ha)	ヶ所		面積(ha)		
都市公園	161	87.62	2.65	261	839.34	26.17
その他施設緑地	488	79.17	2.39	488	79.17	2.47
地域制緑地	96	1192.38	36.03	96	1192.38	37.17
緑地総計	745	1359.17	41.07	845	2110.89	65.81
人口	330,901 人			320,770 人		
A: 市街化区域面積+周辺緑地面積	7,667 ha			8,085 ha		
Aに対する緑地の割合	17.73 %			26.11 %		

※赤字は調査中のため、参考値として平成8年の数値を使用

第5節 緑のまちづくりの基本方針

秋田市における緑の将来像の実現を目指して、次のような基本方針を定めます。

● みんなでそだてるみどり

1. みどりのパートナーづくりを推進します。

緑をそだて、まもっていくためには、市民の主体的な活動とこの活動を支える仕組みづくりの充実が求められています。本市では、身近な公園の維持や管理のための公園愛護協会の活動や花のあるまちづくり協力員制度などにより、多くの市民がみどりのパートナーとして関わっています。

今後、市民・事業者と協働での緑のまちづくりを進めるために、緑や公園等に関わる地域組織の設立、育成を支援するとともに、活動に対する支援制度等の充実を進めていきます。

基本施策： ・みどりのパートナーの育成
・みどりのパートナー支援体制の整備

2. みどりへの“気づき”づくりを推進します。

緑のパートナーを育成し、より多くの市民の参加を促進するためには、緑の大切さを実感してもらうこと、そして何より、緑に触れることの喜びを感じてもらうこと、つまり気づいてもらうことが重要です。また、すでに、みどりをそだて、まもるための地域組織が活動を継続するためには、その活動を認知し、評価してもらうことも大きな要因の一つといえます。

このため、より多くの市民が、緑の大切さ、楽しみ、喜びを感じることができる機会の創出や活動団体に関する情報提供などの機会創出などの“気づき”づくりを推進します。

基本施策： ・緑化に関わる広報・PR推進
・美しい秋田づくりの広報・PR推進

●みんなでつくるみどり

3. みどりの拠点づくりを進めます。

秋田市には、県立小泉瀉公園、太平山リゾート公園、千秋公園など、多くの都市公園などが整備されています。また、街区公園など身近に利用できる公園は、身近なオープンスペースとして、暮らしに潤いや余暇の場を提供するだけではなく、地域のコミュニティの場として、また、災害時の避難場所として、除雪の一時的な堆雪の場としてなど、地域生活に対して、様々な恩恵を与えています。

一方で市街地には、無理なく歩いて行ける身近な公園が不足している地域や、開設から時期を経て、施設の老朽化や高齢化の進行により、周辺住民の利用ニーズにそぐわない公園なども見られます。

このため、自然に触れ、レジャーやスポーツに興じ、地域の歴史や文化に触れるための場の提供として、既存の都市公園の整備充実を図るとともに、地域住民のニーズに合わせた、暮らしに身近な公園などの整備充実を推進します。

基本施策： ・都市公園の整備・充実
・多様な公園緑地の整備、再整備の促進
・緑化重点地区の整備

4. 県都秋田にふさわしい“顔”づくりを進めます。

秋田市中心市街地には、久保田城趾に秋田市の歴史と風格を感じる千秋公園が整備されています。また、秋田駅西口に広がる中央街区では、中心市街地の活性化に向けた事業が進められようとしています。

この秋田市中心部にある千秋公園、中心市街地の緑は、秋田市を訪れる方々にとって、歴史と風格と緑豊かな秋田の象徴を感じる地域であり、秋田にふさわしい緑化の推進や千秋公園等の整備充実、さらに連続性の確保により、県都秋田にふさわしい“顔”づくりを進めます。

基本施策： ・風格ある中心市街地のための緑の演出

5. 水とみどりのネットワークづくりを進めます。

本市には、森林や田園、社寺林、公園等の多様な緑があり、雄物川、岩見川、太平川などの多くの川、緑化された道路などにより、相互につながり、水と緑のネットワークを形成しています。

この水と緑のネットワークの形成は、緑豊かな景観を提供するほか、レクリエーションや防災など、我々にとっても重要な役割を持っていますが、鳥や昆虫などの生き物などにとっても重要な要素です。

このため、今後とも河川、道路などを活かして、水や緑のネットワークの形成を目指します。

基本施策： ・河川を活かした水と緑のネットワークの整備
・道路を活かした緑のネットワークの整備

6. みどり豊かな生活環境づくりを進めます。

みどりは、生活環境に潤いややすらぎをもたらすだけでなく、火災の延焼、土砂災害の防止、避難路や避難場所としての役割、災害時の防災拠点など災害から市民の生命や財産をまもる重要な役割を持っています。また、ヒートアイランド現象などを緩和するための働きもあります。さらには、住宅地における防犯のための役割なども期待されています。

住宅地等のみどりは、安全・安心で、美しいまちづくりにおいて、大きな役割を担っていると言えます。

このため、緑豊かな生活環境づくりのため、公共公益施設の緑化の推進とともに、市民、事業者等との協働等により、緑豊かな住宅地の創出を推進します。

基本施策： ・公共用地の緑化推進
・緑豊かな住宅地の創出
・民有地の緑化

●みんなでまもるみどり

7. 樹林地、農地等、自然の緑の保全を図ります。

本市は太平山一体の山々、高尾山周辺の山々などの樹林地帯に囲まれ、市街地との間に、田園地帯が広がっています。この田園の背後にある里山は、実り豊かな田園を育むために重要な役割を果たしています。また、日本海沿岸には松林により海岸樹林地帯が広がっています。

このような樹林地、農地等は、良好な状態で祖先から受け継いだものであり、次の世代へと継承していくために、良好な状態を維持、保全してゆきます。

基本施策： ・地域の貴重な緑の保全
・樹林地の保全
・農地の保全

8. 生態系に配慮して地域の緑を守り活用します。

市の外郭を形成する樹林地、海岸樹林地帯の保全、さらに田園、その背後にある里山、地域を見守ってきた社寺林、歴史を物語る大木など、子孫に受け継ぐべき貴重な緑などがあります。

近年、産業構造の変化や生活環境の変化により、これらとの接点が希薄になり、維持管理できない緑が増えています。

このため、その恩恵を感じ、体感することで、重要性や役割を認識していくことが重要です。このため、都市近郊の樹林地帯等の保全、育成を推進するとともに、生物生態系に配慮しつつ、レクリエーションの場として、自然と触れるための接点の回復を図るなど、利用に興じるための場づくりなどをすすめ、市民や事業者等と協働で、地域の緑を守り、活用して行きます。

基本施策： ・近郊樹林地等の保全
・森林公園等の整備・拡充

第2章 緑の将来像実現に向けた重点テーマ

緑の将来像実現に向けて次の4つを重点テーマと位置づけ、事業化に向けた検討と実施を優先的におこないます。

(1) 市街地における身近な緑の充実と緑の拠点づくりの推進

① 市街地における身近な緑の充実

- ・市街地における身近な緑の充実を図るために、住区基幹公園の適正な適正配置面の検討を行います。
- ・適正な住区基幹公園の配置間隔は、その誘致距離を誰でも快適に移動可能な半径約300mと設定し、既設の住区基幹公園の空白地帯について整備を推進することとします。
- ・整備に際して、防災面等からの必要性等も考慮して、その優先順位を決定します。

② 児童遊園地の都市公園に準ずる位置づけと整備の方向性

- ・財政状況が厳しい中、新規の公園整備も厳しさを増しています。今後の新規の公園整備に当たっては、対象となる住区内に一定規模以上の児童遊園地が整備されている場合は、その児童遊園地を都市公園を準ずるものとして扱い、身近な緑として整備を推進します。
- ・一定規模に達しない児童遊園地については拡張の可能性がないか検討するとともに、児童遊園地や住区基幹公園が未整備の住区にあっては、身近な緑として活用できる公共公益施設がないかどうか、借地として借り上げ可能な用地がないかどうかについても検討を行いながら整備を推進します。

③ 緑化重点地区の設定

- ・秋田市では緑の拠点づくりを基本方針として掲げており、市街地にモデル的な地区を選定し、緑化意識の高まりなど市全体への波及を図るとともに、指定地区が骨格的な緑の一部として、緑の基本計画の早期実現を目指すものです。
- ・「緑化重点地区」とは、都市緑地保全法第2条の2の中で「緑の基本計画」の策定項目として定める「緑化の推進を重点的に図るべき地区」のことで、緑化の方向性や緑化手法など詳しいプランを策定し、重点的に緑化を推進します。
- ・地区の選定にあたっては、次に示す地区の選定条件を踏まえ設定します。

- 県都としてふさわしい“顔”となる地区
- 駅前など都市のシンボルとなる地区
- 都市マスタープランで位置づけられている「拠点」となる地区
- 緑が少ないまとまりのある住宅地
- 市街地を囲んでいる代表的な地区

(2) 水と緑のネットワークの充実（街路樹の推進）

- ・街路樹は、都市に潤いを与え、まちのシンボルとなるまちなみ形成がはかれるだけでなく、災害時の延焼防止等の防災性にも有効です。
- ・海岸や河川などの水辺、緑の拠点、公園等の主要な施設を遊歩道や街路樹等で結ぶことによってネットワークが形成されます。
- ・豊かな緑と自然に囲まれた都市環境の形成を推進するため、街路樹や低木の植栽による道路空間緑化や緑道の整備を推進し、都市内における緑花空間のネットワークを構築します。

- 良好な水辺空間を生かしたネットワーク
良好な水辺空間を生かした生態系およびレクリエーション系ネットワークの充実に努めます。
- 快適な移動空間の整備
緑道や幹線道路の歩道では、木陰の確保や景観向上のために緑を充実し快適な移動空間の確保を図ります。
- 避難路としての防災機能の充実
避難地に連結する緑道や街路樹のある幹線道路では、緑量の確保や緑化の推進を通じ避難路としての機能の充実に努めます。
- 広域的な緑の連携
太平山や雄物川など広域的な緑の連携に、隣接市町村等と必要な取り組みを検討します。

(3) 緑地保全のための法制度の活用

- ・市街地の周囲に広がる樹林地は、岩見川、猿田川、旭川、馬踏川、下浜鮎川などの水源の涵養、生き物の生育空間、まとまった緑の景観を形成するなど、多様な役割を担っています。
- ・田園地帯に広がる里地里山は、近隣集落住民に稲作などの実りのほか、山菜、生物生育地息などとして良好な自然環境と懐かしい秋田の風景を創出してきました。しかしながら、里山などの維持管理の担い手不足などから、この荒廃が懸念されています。
- ・風致地区などのほか、緑地保全地域、特別緑地保全地区などの緑地保全の指定による緑地の保全を進めます。

(4) 市民協働と緑の基金創設

都市緑化を計画的・効果的に進めていくため、市民と行政のパートナーシップに根ざした、緑のまちづくりについて、協働と役割分担により目標の実現を図ります。

① 市民協働の実現

- 緑の保全や緑化活動に対する支援
市民が主体となって行う緑の保全や、緑化活動を進めやすくする環境づくりの支援を図ります。
- 公園づくり等への市民参加の促進
親しまれる公園となるよう、計画段階からの市民参加や地域の緑の拠点づくりを進めるための環境づくりの支援を図ります。
- 緑に関する技術提供
地域の緑化活動に対する情報提供や技術支援などを図るとともに、緑の専門家やボランティアの派遣などの充実について検討します。

② 緑の基金創設

- ・ みどり豊かで快適なまちをつくるためには、緑地・道路・公園など公共施設の緑化とともに、市街地の大半を占める民有地の緑化が必要です。
- ・ このため、市民等による提案による緑化等を実現するための基金を創設します。

第3章 緑地の機能別配置計画

第1節 環境保全機能の配置計画

①秋田市の骨格的な緑の形成

秋田市を代表する自然環境として、市東部に位置する太平山に代表される東部山岳地帯、市南部に位置する高尾山周辺の森林地帯、市西部に位置する松林地帯があり、骨格的な緑を形成している。雄物川、岩見川、旭川がこれらの骨格的な緑を繋いでおり、良好な水辺環境を創出していることから、これらの環境を今後とも維持保全する。

秋田市の骨格的な緑と水のネットワーク	東部山岳地帯(太平山)、高尾山周辺、海岸保安林
	雄物川、岩見川、旭川

②秋田市を代表する自然環境

秋田市を代表する自然環境として、上記の骨格的な緑の他、市街地やその周辺に点在する樹林地などのまとまった緑とそれらを貫流する河川によって構成され、これらにより秋田市を代表する自然環境が形成されており、これらの自然環境を今後とも維持・保全する。

秋田市の自然環境を代表する山地域の緑	太平山一帯
市街地西側の海岸部の緑	勝平山一帯、海岸保安林
市街地周辺、平野部との境界に残る緑	太平山、金照寺山、一つ森、手形山、城址、金足、高清水、焼山、勝平山
市街地を貫流する河川	雄物川、岩見川、旧雄物川、太平川、旭川、草生津川、新城川

③すぐれた歴史的風土のみどり

秋田市には国指定史跡である秋田城址をはじめとして、天徳寺や旧奈良家住宅などの各種文化財、明治期から千秋公園として親しまれている久保田城址、地域地区で親しまれている神社仏閣など数多くの歴史資源がある。これらの歴史資源と一体となった緑は市民の憩いの場として、あるいは地域の歴史を象徴する重要な要素となっていることから、すぐれた歴史的風土を形づくる緑として、その保全を図る。

緑地保全地区予定地となっている寺町一帯の社寺林について、緑地保全地区に指定はされていないが、市街地に残る緑として、今後も保全を図る。

秋田市の歴史を象徴として古くから親しまれている緑	久保田城址
文化財と一体となった緑	秋田城址、天徳寺、旧なら家住宅周辺
まとまりのある社寺林	総社神社、天徳寺、護国寺、宝塔寺

④市街地内の快適な生活環境

都市公園をはじめとする公共的に整備される公園緑地だけでなく、住宅地の庭先の緑や団地の植栽地など、民有地の緑もまた、生活空間における貴重な緑となっている。

快適な生活環境を形づくる緑として、都市公園等の生活環境の維持向上に資する施設緑地の整備や、民有地を含めた緑化を推進する。

住区基幹公園(街区公園、近隣公園、地区公園)の整備推進

生垣づくりや庭園、建物周囲の緑化など線豊かな街区の形成

⑤すぐれた農林業地

農地についてはすぐれた農業地を形づくる緑として、林地についてはすぐれた林業地を形づくる緑として、緑地としての農地や林地の永続性に着目し、それぞれ農業基本計画及び森林基本計画等の間連施策との調整を図り、適切な保全をはかる。

農地の緑	市街地周辺の農用地地帯
林地の線	出羽山系の樹林地、南部丘陵の丘陵地の林地

⑥都市環境負荷の軽減

都市環境負荷の軽減のための緑として、市街地部に隣接する緑や臨海部の緑、及び主要幹線道路における街路樹帯など、大気汚染の抑制や都市型気象の緩和に資する緑の保全・整備を図る。

市街地に残る緑地及び周辺の丘陵地の緑	大森山、金照寺山、一つ森、手形山、城址、金足、高清水、焼山、勝平山
市街地を貫流する河川の水と緑	雄物川、旧雄物川、太平川、旭川、草生津川、新城川
緩衝緑地としての機能を持つ臨海工業他の緑	勝平山一帯、グリーンパーク、浜ナシ山一帯
緑陰や気象緩和の役割を果たす幹線道路の街路樹帯	幹線道路、郡市計画道路

第2節 防災機能の配置計画

①自然災害への防備

市域東側を中心とした森林域は、環境保全系統の重要な緑であると同時に水源涵養地として市域の保水力を高め、洪水等の抑止に資する緑である。また海岸部においては、潮害、飛砂、防風等への防備として、クロマツ等による保安林が形成されている他、地形的条件などによる崩落や地すべりの危険のある区域の緑は、急傾斜地崩壊危険区域、地すべり防止区域等による法規制がかけられている。自然災害の防止や緩和に資する緑として、森林地域や保安林、その他防災関連規制区域等の緑の保全を図る。

保安林の緑	潮害・飛砂・防風・水源かん養 等
急傾斜地崩壊危険区域の緑	高清水、手形山、千秋公園、城跡、一つ森、金照寺山
地すべり防止区域緑	千秋公園、一つ森公園
水害危険区域の緑	主な河川：雄物川、旧雄物川、太平川、旭川、草生津川、新城川
保水力を保つ森林の緑	太平山から平野部に至る林地
遊水池的な機能を持つ緑	水田の緑

②人為災害への防備

秋田港周辺から旧雄物川一帯にかけては、秋田市の工業地帯となっているが、その周辺には、保安林の緑や工場緑化による緑が形成されており、これらは公害や災害の防止や緩和に資する緩衝緑地的な機能を果たしている。また、交通量の増大等に伴って、大気汚染や騒音等の公害が増加するおそれのある幹線道路沿道や建築物等の密集による火災時の危険度の高い地区については、人為災害の防止や緩和のための緑の保全を、工業地帯については大気浄化や災害防備のための緑の保全等、積極的な緑化の推進を図る。

緩衝緑地としての機能を持つ臨海工業地周辺の緑	グリーンパーク、浜ナシ山一帯
幹線道路の街路樹帯	幹線道路、都市計画道路
緑化の推進の必要な火災危険地域	土崎地区、大町地区、榎山地区、東通地区、新屋地区

③避難活動

公園緑地は、阪神・淡路大震災、新潟県中越地震の例からも明らかなどおり、災害時の避難地、避難路、あるいは類焼防止帯としての機能のみならず、災害後の救援活動、復旧活動の拠点及び被災者の当面の生活確保等、多様な役割を果たす事が期待できる施設である。これらをふまえて、その整備にあたっては、地域防災計画等との調整を図りつつ、避難地、避難路としてのネットワークの形成によって、より安全な避難体系を構成する緑として、整備を図る。

一次避難地	近隣公園、地区公園
広域避難地	総合公園、運動公園、特殊公園、広域公園

第3節 景観形成機能の配置計画

①都市を代表する郷土景観

秋田市のシンボルである太平山から続く広大な丘陵部の緑や海岸部の緑、秋田市を代表する河川である雄物川周辺の緑、及び市街地周辺の樹林地や水田地帯の緑など、秋田市を特徴づける重要な景観の構成要素となる緑の保全を図る。

丘陵地の緑	大森山、金照寺山、手形山、一つ森、天徳寺山、高清水、焼山
海岸部の緑	勝平山一帯、海岸部の保安林、新屋海浜公園
河川の緑	雄物川周辺水辺と緑
農地の緑	市街地周辺の農用地地帯
林地の緑	太平山から続く山系と南部丘陵地の樹林地

②地区を代表する郷土景観

地区を代表する郷土景観としての視点から、市北部の拠点である秋田港及び土崎駅周辺における緑化の推進、及び旭川周辺の緑や臨海工業地帯の緑など、各地区の個性的な景観を構成している緑地の保全・整備を図る。

秋田港周辺の緑	セリオンリスタ
港と調和した美しいまちづくりを進める地区	土崎地区
旭川周辺の緑	河川敷・水辺の緑
臨海工業地の緑	グリーンパーク、浜ナシ山一帯

③すぐれた景観の眺望点

すぐれた景観の眺望点としての視点からは、展望施設の周辺や眺望地点における緑について、眺望を楽しむ視点場の緑として保全・整備を図る。

快適に眺望を楽しむことのできる眺望地点の緑	千秋公園、天徳寺山、手形山、一つ森、大森山高尾山
-----------------------	--------------------------

④ランドマーク

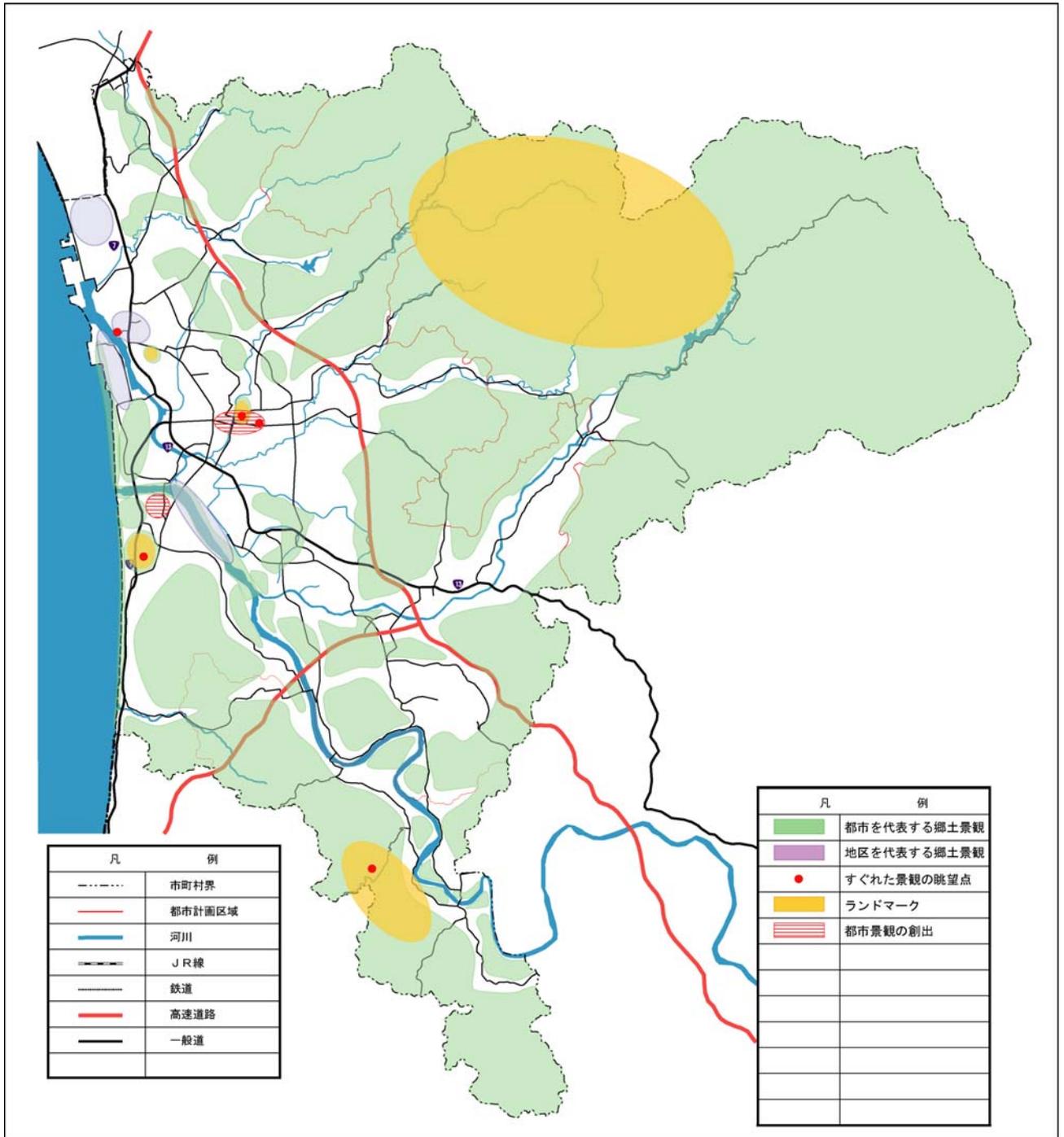
ランドマークとなる場所としての視点からは、市街地からの景観のシンボルとなる場所、眺望のポイントとなる場所を形づくる緑について、保全を囲っていく必要がある。

遠景としての太平山の緑
市街地南側のスカイラインを形成する大森山の緑
都心の緑のシンボルとしての千秋公園の緑
市街地北部の緑の丘としての高清水一帯の緑

⑤都市景観の創出

都市景観の創出としての視点からは、県都としての「顔」となる地区、及び不特定多数の利用がある幹線道路沿道や、都市景観促進地区などにおいて、積極的に都市景観を向上させていくような緑の整備、線化の推進を図っていく必要がある。

県都としての「顔」となる地区	駅前周辺、山王地区
都市景観促進地区	川反地区
幹線道路の街路樹帯	幹線道路、都市計画道路
景観形成地区	新屋表町通り



景観形成機能の配置方針

第4節 レクリエーション機能の配置計画

①身近なレクリエーション空間

身近なレクリエーション空間として住区基幹公園（街区公園、近隣公園、地区公園）を位置づけ、今後も保全・整備・管理を行う。一方、都市計画決定はしていないが、民間の宅地開発によって造成された児童遊園地については、まとまった規模を持つものもあり、住区基幹公園を補完する身近な緑として、今後あり方を検討する。

住区基幹公園(街区公園、近隣公園、地区公園)の合理的配置と整備推進
児童遊園地の機能向上

②広域的なレクリエーション空間

広域的なレクリエーションニーズに関しては、都市住民全般の利用に供する都市基幹公園をはじめとした規模の大きい公園緑地がレクリエーション利用の拠点となる施設緑地としての機能を果たしている。

広域圏におけるレクリエーションの場となる緑として、大規模公園や特殊公園、都市基幹公園（総合公園、運動公園）の整備、及び自然公園やその他の各種体験施設の緑地の保全・活用を図る。

自然を楽しむ広域公園	県立小泉潟公園
各々に個性ある総合公園	千秋公園、大森山公園、一つ森公園、太平山リゾート公園、御所野総合公園
スポーツレクリエーションの拠点となる運動公園	八橋運動公園、向浜運動施設、県立中央スポーツゾーン
手軽に美しい風致にふれる特殊公園	新屋海浜公園、勝平山公園、高清水公園、手形山公園
自然の様々な姿に触れる各種体験施設	花木観光農園、太平山県立自然公園、大滝山自然公園、浜田森林総合公園、仁別国民の森

③ネットワークの確保

レクリエーションニーズの多様化や余暇時間の増大といった社会の動向に相応していくために、より複合的なレクリエーション利用、あるいは周遊的な利用等に対応していく事が求められるところから、市内の公園緑地の相互補完や連携化の促進による、レクリエーションネットワークの形成を図る。

レクリエーションのネットワーク性を確保する緑としては、レクリエーション利用をより向上させる視点から、拠点となる緑を結び合わせる、河川空間や緑道などの主として線状の緑地の整備を図り、水と緑のネットワーク化を充実する。

河川緑地の整備や河川沿いの歩道などを中心とする河川の緑	雄物川、岩見川、旧雄物川、太平川、旭川、草生津川、新城川
歩く楽しみ、ゆっくりサイクリングの楽しみを持つる広域遊歩道の緑	新奥の細道、広域自転車道(秋田男鹿自転車道、秋田中央公園自転車道、仁別雄物川自転車道)
まちの緑を楽しめる市街地内緑道等の緑	仲小路プロムナード、秋田駅・千秋公園プロムナード、山王带状緑地

第4章 実現に向けた施策の方針

8つの基本方針に基づく、基本施策ごとの具体的な取り組みを、以下のように示します。

1. みどりのパートナーづくりを推進します。

① みどりのパートナー育成

- ・ 身近な公園における維持管理などのために、「公園愛護協会」が設立され街区公園や児童遊園地などの草刈などを行っています。また、町内会やNPOなどの団体や事業所、個人などにおいて、花壇の緑化、草花を植栽したプランターの管理などを行っています。
- ・ 市民協働での緑づくりにおいて、主体となる市民及び市民団体の育成のため、公園愛護協会の団体の結成、育成を図ると共に、NPOや市民団体、市民ボランティアの設立、育成支援のための広報、PR活動支援などを行い、みどりのパートナー育成を図ります。

② みどりのパートナー支援体制の整備

- ・ 市民の緑化に対する関心を高めることを目的として、「花と緑の相談所」が設立され、多くの市民から、植栽管理に対する相談が寄せられています。健康で彩り豊かな緑化の推進のため、今後とも「花と緑の相談所」の機能強化を図り、市民の緑化に対する支援を進めます。
- ・ 町内会、NPO、市民団体、事業所、個人などにおける自主的な緑化、公園管理、花壇等の整備に対する支援を充実させるために、緑豊かな生活環境づくりへの広がり（貢献）を尺度として、「緑のまちづくり活動支援基金（仮称）」を創設し、活動者の自主性、活動の自由性・持続性に基づく、花苗等の購入、花壇作りなどへの資金等への支援体制を構築します。
- ・ 市民や事業者の自主的な緑化、地域への緑地の解放などを支援するために、管理協定制度や緑化施設整備計画認定制度及び緑地管理機構制度などの導入を検討します。
- ・ 近年、市民協働による公園づくり及び、維持管理手法の一つとして、注目されている身近な公園のアダプト制度等導入について検討します。

2. みどりへの“気づき”づくりを推進します。

① 緑化に関わる広報、PR 推進

- ・ 太平山県立自然公園登山、仁別国民の森自然観察会、花壇コンクールなど、緑化や緑の大切さを知り、自然との触れ合いのきっかけづくりとなるイベントの開催を推進します。
- ・ 緑化に関する事業や公園に関する情報提供、植栽等の基礎的知識など、市民や事業者等の緑化を支援するため、ホームページ、パンフレット等により、広報PR活動を推進します。
- ・ 緑化等に関する市民の自主的活動の広報は、活動する市民にとっての誇りや参加者の拡充につながるだけでなく、多くの市民にとって、新たな“気づき”を与えるものです。このため、市民、事業者等により自主的な緑化活動について、積極的な広報を行います。

② 美しい秋田づくりの広報・PR 推進

- ・ 次代に残すべき秋田の景観などの大切さ、今残る秋田の自然の大切さなどを、一人でも多くの市民が認識していくために、環境教育、景観教育に関する取り組みを推進します。このための方策として、市民向け講座やNPO、市民団体が実行する広報活動に対する支援について検討を進めます。

3. みどりの拠点づくりを進めます。

① 都市公園の整備・拡充

- ・暮らしに身近な公園として、住区公園や近隣公園、地区公園などについて、気軽に歩いて利用できる範囲（概ね300m）に配置することを目指して、都市公園の整備及び拡充を推進するとともに、新たに整備を行う公園については、企画段階からの市民参画を進めるとともに、市民協働のもと適正な管理を推進します。
- ・太平山リゾート公園、千秋公園、一つ森公園、大森山公園などの総合公園、八橋運動公園など、多くの市民が訪れる都市基幹公園について、未開設部分の解消を目指して、整備拡充を推進します。
- ・風致公園や歴史公園等特殊公園において、未開設部分の解消を目指して、整備拡充を推進します。

② 多様な公園緑地の整備・再整備の促進

- ・すでに利用されている身近な公園において、開設から長い期間を経ることにより、施設等の老朽化が著しい。また、周辺住民の年齢構成や余暇ニーズの変化に対応されずに、利用が低迷している公園などについて、周辺住民の参画により、ニーズに対応したバリアフリー化や防災拠点としての施設充実、利用用途に応じた施設の整備など、公園のリニューアルを推進します。
- ・街区公園など、身近な公園の配置を推進するために、市民や事業者等との連携による借地公園などの導入を検討します。
- ・市民の発意による広場づくりを支援するとともに、市民に安らぎの場や憩いの場を提供してきた「やすらぎの森整備事業」の意志を引き継ぐ「緑のまちづくり活動支援基金（仮称）」などを創設し、施設づくりの支援を行います。

③ 緑化重点地区の整備

- ・ みどりの拠点作りを推進し、緑豊かな住宅地の形成、県都秋田の顔となる中心市街地など拠点づくりを促進するために、緑化重点地区を設定し、優先的に緑化の推進や公園等の整備を進めます。

4. 県都秋田にふさわしい“顔”づくりを進めます。

① 中心市街地における風格ある緑による演出

- ・ 秋田駅西口に広がる秋田駅、広小路、仲小路、南通りから山王官公庁地域に至るまでの一体的に地域において、道路等の緑化を推進し、連続し管理された緑のネットワークを形成し、緑豊かな県都秋田に相応しい景観を創出します。
- ・ 千秋公園における歴史を伝える機能、観光拠点としての機能の向上を図るため、公園整備を推進します。さらに、秋田駅西口からの連続した道路等の緑化やポケットパーク等の整備を進め、緑のネットワークによる回廊空間を形成します。
- ・ 秋田中央道の供用により、秋田駅の東西が連結しました。秋田駅を中心とする地域は、県都秋田のまさしく中心となります。このため、県都あきたにふさわしい地域とするため、秋田駅東西を含めた秋田駅周辺地域及び山王官公庁地域における幹線道路の一体的な緑化を推進します。
- ・ 市民や事業者等との協働による管理された緑化を推進するために、緑化地域制度や緑化施設整備計画認定制度の活用を促進します。さらに、地区計画等の活用を促し、市街地の緑化を推進します。

5. 水とみどりにネットワークづくりを進めます。

① 河川を活かした水と緑のネットワークの整備

- 本市には一級河川雄物川水系雄物川、岩見川、太平川、旭川、猿田川、二級河川馬踏川、下浜鮎川など、多くの河川が流れています。
- これらの河川は、生き物にとって大切な水と緑のネットワークです。我々にとっても身近に感じられる親水空間です。雄物川河川敷には、水辺の広場、運動広場、多目的広場、テニスコート、野球場、ゴルフ場などが整備され、市民の憩い、スポーツの場として利用されています。また、雄物川を中心にカヌーなどの水面利用も多く見られるようになり、カヌー発着場などが計画的に配置されています。
- また、桜並木や草花による緑化が市民の手により行われている地域などがあります。身近な水と緑のネットワークとして、適正に維持管理を進めるとともに、河川改修等においては周辺自然環境に配慮した、多自然川づくりの実施を推進します。
- 身近な親水空間であり、連続した水と緑の創出空間である河川空間において、市民との協働により河川公園、河川緑地等の整備促進を図るとともに、「緑のまちづくり活動支援基金（仮称）」などの適用による、公園づくりの支援を行います。
- 雄物川及び旭川などにおいて、川を中心としたまちづくりへの試みなどが進められています。水と緑のネットワーク形成に向け、新たな試みへの支援を行います。

② 道路を活かした緑のネットワークの整備

- ・ 都市の骨格をなす道路網は、都市のイメージを創出する重要な要素の一つです。緑豊かな潤いある秋田の景観の創造、防災、延焼防止、ヒートアイランドの緩和などからも街路樹は大きな役割を担っています。
- ・ このため、秋田らしい、秋田の風土に沿った幹線道路網の街路樹の整備、また、都市計画道路の整備における街路樹の整備、草花等の花壇、プランターなどの管理充実により、緑にネットワークづくりを進めます。
- ・ 街路樹や草花等の管理については、町内会、市民団体、事業者等による管理がこれまでも行われており、この継続を促進するとともに、新たな「緑のまちづくり活動支援基金（仮称）」などを適用するほか、ボランティアサポートプログラムの受け入れなどを積極的に進めます。

6. みどり豊かな生活環境づくりを進めます。

① 公共用地の緑化推進

- 学校、官公庁敷地など公共公益施設及び用地において、周辺住民に対して、緑を感じられる景観を創造し、市街地部の緑の確保のため、積極的な緑化の推進を図ります。
- 新たな公共施設整備においては、積極的な緑化を図ると共に、草花などによる彩ある風景の創出を促進します。

② 緑豊かな住宅地の創出

- 緑豊かな住宅地の創出のため、地区計画等の区画内における緑化率制限制度の導入を検討します。
- 市街地等を中心として、宅地の連続した花壇などによる緑や花により彩りある景観の創出、連続した街区での生垣設置など、市民等の発意による緑化の推進のため、「緑のまちづくり活動支援基金（仮称）」などの適用による支援を行います。
- 住宅地等における市民発意による緑化のため、すでに導入している緑地協定制度を進めるとともに、市民緑地制度などを働きかけ、緑化の推進を誘導します。

③ 民有地の緑化

- 市街地における緑の確保のため、住宅集積地、工業集積地等における事業者等による積極的な緑地の確保を推進します。このため、大規模な事業所集積地については、緑化施設整備計画認定制度のほか、市民緑地制度の活用を促すとともに、小規模な事業所においても緑化の推進を誘導します。さらに、地区計画等の活用を促し、市街地の緑化を推進します。

7. 樹林地、農地等、自然の緑の保全を図ります。

① 地域の貴重な緑の保全

- ・ 地域の貴重なみどりである、金照寺山、手形山、城址、浜ナシ山など風致地区について、継続して、風致地区として指定し、保全を進めます。風致地区内にある民地の開発、公共事業等により重要な風致の保全が維持されない事態に対応して、特別緑地保全地区の指定、緑地保全地域の指定による保全を検討します。
- ・ 住宅地、商業集積地、工業集積地などの大規模な開発地域においては、開発行為にともなう緑化の指導を図ります。

② 樹林地の保全

- ・ 市街地の周囲に広がる樹林地は、岩見川、猿田川、旭川、馬踏川、下浜鮎川などの水源の涵養、生き物の野生育空間、まとまった緑の景観を形成するなど、多様な役割を担っています。今後とも、保安林の指定、地域森林計画対象民有林の指定などを継続するとともに、風致地区として指定等の調査検討を進めるなど、適正な維持管理を行い良好な樹林地の保全を図ります。
- ・ 環境保全や景観形成、防災上、特に重要かつ良好な樹林地については、緑地保全地区の指定を検討します。
- ・ 樹林地においては、近年における産業構造、生活様式の変化から、維持管理が困難になっているところもあり、市民やNPOなどのボランティアと協働して、市民緑地制度による樹林地の保全を進めます。
- ・ 日本海沿岸にひろがる海岸樹林地は、マツクイムシ等の大きな被害を受けました。白砂青松の風景回復、日本海からの風をさえぎり、秋田市の発展に大きな役割を担ってきたこの海岸樹林帯の回復を支援します。

③ 農地の保全

- ・ 市内の農地は、稲作を中心に生活を支える基盤であるとともに、都市に身近な生物生育空間となっています。また、米の国あきたを象徴する田園風景の創出、地下水源の供給など多面的な機能を持っています。
- ・ この機能を維持するためにも、農業振興地域の継続的な指定による良好な農地の保全に努めます。
- ・ 農地においては、後継者不足や減反などにより、休耕地が見られます。今後ともこの傾向が続くものと予想されます。一方で市民農園に対するニーズが高まっていることから、市民農園等の活用など、新たなニーズに応じた利用を検討します。

8. 生態系に配慮して地域の緑を守ります。

① 近郊樹林地等の保全

- ・ 田園地帯に広がる里地里山は、近隣集落住民に稲作などの実りのほか、山菜、生物生育地息などとして良好な自然環境と懐かしい秋田の風景を創出してきました。しかしながら、里山などの維持管理の担い手不足などから、この荒廃が懸念されています。
- ・ このため、所有者の森林施業、また、市民やNPOなど、ボランティアなどと協働による施業等による里地里山の保全のための支援を進めるとともに、市民協働の一つのとりくみとして、市民緑地制度の活用などにより保全を進めます。
- ・ 歴史ある樹木、樹林、すぐれた美観の樹木または、貴重な樹木について、保存樹として指定し、その適正な保存に努めてきました。保存樹は、制度上の問題や日常的管理や近接する住民等への対応課題など多くの課題が残されています。しかしながら、今後も受けついた歴史的財産として、維持管理の適正や指導や支援を進めながら、課題解決のため現行制度の見直し等について検討を進めます。
- ・ 地域の歴史を感じる貴重な緑である社寺林について、地域のシンボルとして保全に努めます。
- ・ 市街地近郊樹林地等の保全のため特別緑地保全地区の指定、緑地保全地域の指定による保全を検討します。

② 森林公園等の整備・拡充

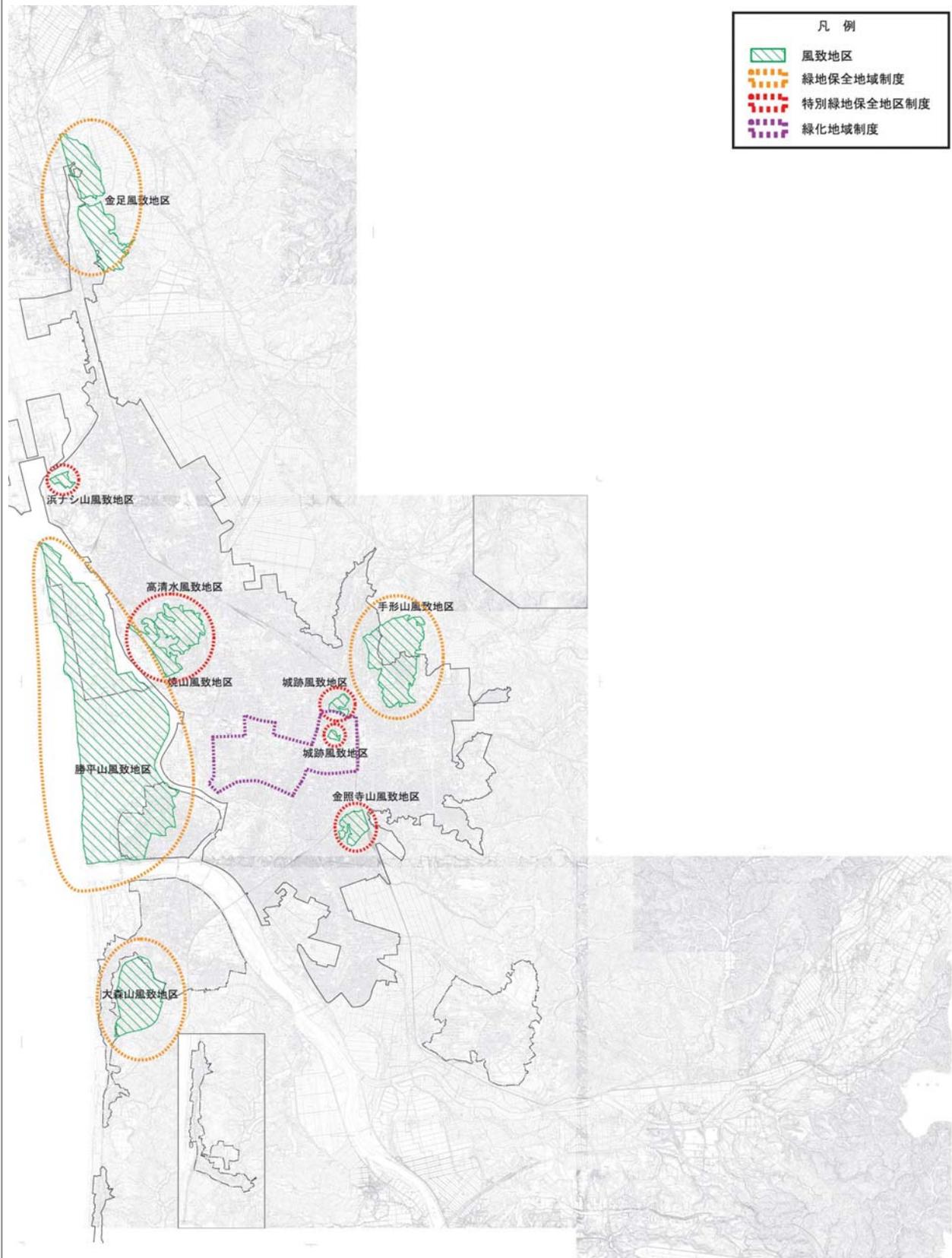
- ・ 市民に森とのふれあいや林業体験、記念植樹などを行う場として「市民の森」が提供されています。この市民の森については、利用ニーズに応じた整備拡充を進めると共に、適正な維持管理を行います。
- ・ 森林とのふれあいの場を多くの市民に提供するために、市民等の発意による公園づくりの実現などにおいて、「緑のまちづくり活動支援基金（仮称）」などの適用による支援を行います。

第5章 緑地保全及び緑化の推進のための法制度の活用方針

1. 緑地保全のための法制度の活用

- ・ 市街地の周囲に広がる樹林地は、水源の涵養、生き物の生育空間、まとまった緑の景観を形成するなど、多様な役割を担っています。さらに、田園地帯に広がる里地里山は、近隣集落住民に稲作などの実りのほか、山菜、生物生育地息などとして良好な自然環境と懐かしい秋田の風景を創出してきました。
- ・ 市街地近郊には、重要な風致の保全を維持するための風致地区などが指定されています。
- ・ この市街地近郊及び市街地の周囲に広がる樹林地などについて、緑地保全地域、特別緑地保全地区などの緑地保全の指定を検討し、緑地の保全を進めます。
- ・ 金照寺山、手形山、城址、浜ナシ山など風致地区について、継続して、風致地区として指定し、保全を進めます。風致地区内にある民地の開発、公共事業等により重要な風致の保全が維持されない事態に対応して、特別緑地保全地区の指定、緑地保全地域の指定による保全を検討します。
- ・ 市街地内にある貴重な緑については、地区計画等の活用を促し、緑地の保全を行います。
- ・ 特別緑地保全地区や緑地保全地域における緑地保全の推進のため、土地所有者等との協議により、管理協定の締結や緑地管理機構の設立などについても検討します。

特別緑地保全地区、緑地保全地域について、具体的な適用の可能性としては、現行の風致地区等を基本に、概ね以下のような地域への指定等について検討を進めます。



2. 緑化推進のための法制度の活用

- ・ 市街地における緑化の推進においては、公的施設等における緑化の推進に合わせて、市民や事業者等の協力による、民地の緑化が重要となります。
- ・ これまでも建築協定、緑地協定などにより、緑化を進めてきました。今後は地区計画における緑化率の規制などの制度の活用も促しながら、身近な緑化を推進します。
- ・ また、秋田市において緑の保全、整備、創造などの施策を重点的推進するためのモデル地区として、緑化重点地区を定めています。緑化及び緑地の現状などを鑑み、秋田市の目指すべき緑地の創造のため、市街地における緑化の充実、さらに身近な公園の整備充実を重点的に図り、先導する地区を緑化重点地区として定めます。
- ・ 秋田駅周辺や山王官公庁などの中心市街地や緑の不足している住宅地等において、緑化地域制度の導入による緑化の義務づけや、地域への緑地、緑化施設を公開する市民緑地制度、建築物の屋上、空地などの敷地内などの緑化施設整備計画認定制度等へのとりくみについて、税制面などの優遇措置などメリットなどのPRを積極的に進め、導入を促進します。
- ・ 市民緑化制度や緑化施設整備計画認定制度の導入に合わせて、緑地の取得、管理の充実を図るために、緑地管理機構の創設を検討します。

第6章 緑化重点地区計画

1. 緑化重点地区とは

緑化重点地区とは緑の保全、整備、創造等の施策を重点的に推進し、緑の文化形成を先導するモデル地区として位置づけられるものです。

目指すべき秋田市の緑の将来像「みんなでつなぐ みどりの健康文化都市」を実現するため、以下に示す地区の選定条件を踏まえ設定します。

- 県都としてふさわしい“顔”となる地区
- 駅前など都市のシンボルとなる地区
- 都市マスタープランで位置づけられている「拠点」となる地区
- 緑が少ないまとまりのある住宅地
- 市街地を囲んでいる代表的な地区

2. 緑化重点地区の設定

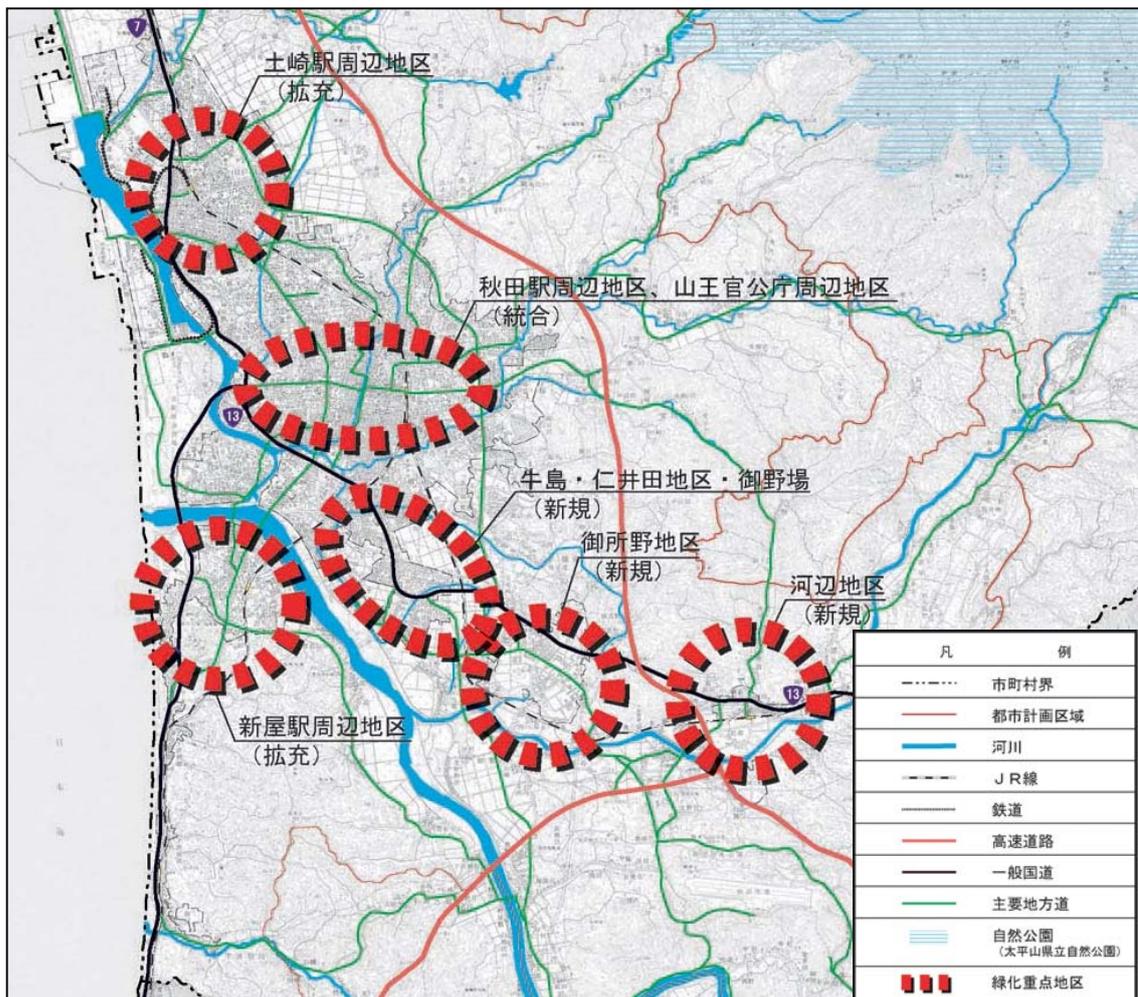
緑化重点地区の性格を踏まえ、市街地における緑化の充実、さらに身近な公園の整備充実に重点的に図り、先導する地区として、次の6地区を位置づけます。

- ① 秋田駅周辺地区、山王官公庁周辺地区（統合）
- ② 土崎駅周辺地区（拡充）
- ③ 新屋駅周辺地区（拡充）
- ④ 牛島・仁井田・御野場地区（新規）
- ⑤ 御所野地区（新規）
- ⑥ 河辺地区（新規：和田駅周辺）

緑化重点地区の詳細なエリア設定については、「歩いて行ける公園が不足している地区」を抽出し、これをカバーできるよう、地域ニーズを考慮しながら、詳細な緑化重点地区のエリアを設定していきます。

■緑化重点地区の選定条件と緑化重点地区

緑化重点地区	緑化重点地区の選定条件				
	県都としてふさわしい“顔”となる地区				
	駅前など都市のシンボルとなる地区				
	都市マスタープランで位置づけられている「拠点」となる地区				
	緑が少ないまとまりのある住宅地 市街地を囲んでいる代表的な地区				
①秋田駅周辺地区、山王官公庁周辺地区	●	●	●	●	
②土崎駅周辺地区			●	●	
③新屋駅周辺地区			●	●	●
④牛島・仁井田・御野場地区			●	●	●
⑤御所野地区			●	●	
⑥河辺地区（新規：和田駅周辺）				●	●



緑化重点地区の位置

第7章 「緑のまちづくり活動支援基金（仮称）」の創設

秋田市では、「みんなでそだてるみどり」「みんなで作るみどり」「みんなでまもるみどり」を基本理念に掲げ、市民協働での緑化、公園などの取り組みを推進します。

この実現のために、これまでの市民とともにやってきた花苗、苗木の交付や広場づくりなど市民協働による緑化活動に対する、新しい都市緑化支援制度として「緑のまちづくり活動支援基金（仮称）」を創設します。

この基金では、市民からの提案、申請に基づき、審査を経て、資金の助成を行うことで、市民自ら提案・実践する「緑のまちづくり活動」を支援します。これにより、市民の都市緑化活動に対する機動的な支援を可能にします。



緑のまちづくり活動支援基金（仮称）のイメージ